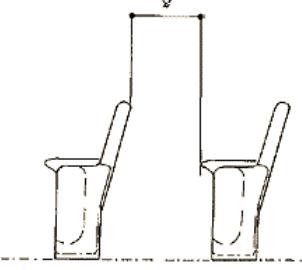
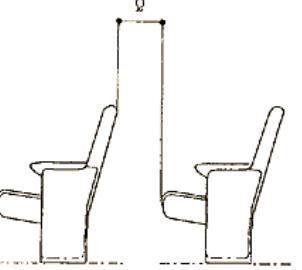


別記第13

避難管理指導指針

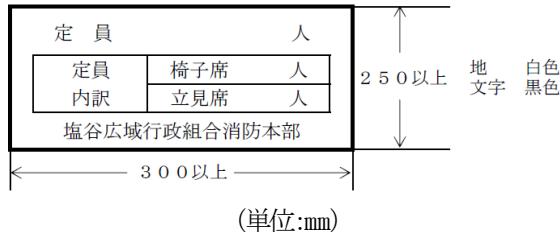
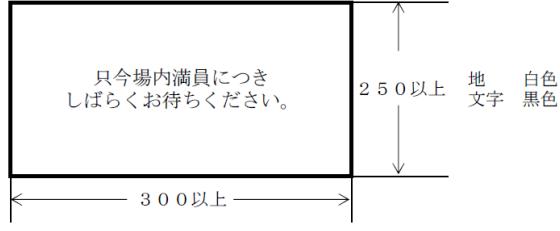
条例基準	細則						
(劇場等の客席)							
第35条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。							
(1) いすは、床に固定すること。	「床に固定」は、位置の固定であって、例えばめ込みになつていればよく、必ずしもボルト締め等を意味するものではないものであること。						
(2) いす背(いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、80cm以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、35cm以上とし、座席の幅は、40cm以上とすること。	(1) 「いす席の間隔」は、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあっては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し(図1参照)、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定すること 図1  図2  d :いす席の間隔						
(3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4m以下とすること。	(2) 座席の幅とは、入場者1人当たりの占有幅を指すものであり、1のいすの幅をいうものではないこと。						
(4) 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75cm以上の手すりを設けること。							
(5) 客席の避難通路は、次によること。							
ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が35cmを超える1cmごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあっては、20席とする。)をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。	いす席の基準席数の算定は以下によること。 <table border="1"><thead><tr><th>いす席の間隔(cm) A</th><th>基準席数(小数点以下切捨て)</th></tr></thead><tbody><tr><td>35 以上47 未満</td><td>$8 + (A - 35)$</td></tr><tr><td>47 以上</td><td>20</td></tr></tbody></table>	いす席の間隔(cm) A	基準席数(小数点以下切捨て)	35 以上47 未満	$8 + (A - 35)$	47 以上	20
いす席の間隔(cm) A	基準席数(小数点以下切捨て)						
35 以上47 未満	$8 + (A - 35)$						
47 以上	20						

条例基準	細則
イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6cmを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80cm(片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、60cm)未満としてはならない。	<p>(1) 「避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数」は、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により算定すること。 なお、座席の縦横の列の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましいこと。 ※ 算定幅員を定めるときに用いる0.6cm／人という係数については、安全性を確保できる数値として定められたものであること。 なお、滞留時間としてこの値を評価すると、流動係数を1.5人／m秒としたとき、通路の通過時間は2分弱となること。</p> <p>(2) 通路の幅員については、前1により算出された算定幅員又は最低幅員(片側のみがいす席に接する縦通路にあっては60cm、それ以外の縦通路にあっては80cm、次ウにおける横通路にあっては1mとする。)のうち大きい方を用いることとなるが、各通路のどの部分においても通路ごとに定まる幅員を下まわる幅員としてはならないこと。 この結果、大劇場等では、通路幅員をかなり広く取る必要があることとなるが、避難計画上劇場の安全性が十分確認できる場合にあってはこの規定によらなくてもよいこと。</p>
ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1m未満としてはならない。	
エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40cm以上の縦通路を保有すること。	
オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。	
第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。	
(1) いすは、床に固定すること。 (2) いす背の間隔は、75cm以上とし、座席の幅は、40cm以上とすること。 ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を70cm以上とすること (3) 立見席には、奥行3m以下ごとに、高さ1.1m以上の手すりを設けること。 (4) 客席の避難通路は、次によること。 ア いす席を設ける客席の部分に	客席の避難通路は、直接的に避難口に通ずるものとし、必ずしも直線的に避難口に通じなくともよいものであること。

<p>は、横に並んだいす席10席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席)以下ごとに、その両側に幅80cm以上の通路を保有すること。ただし、5席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、10席)以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。</p>	
<p>イ いす席を設ける客席の部分には、幅1m以上の通路を、各座席から歩行距離15m以下でその一に達し、かつ、歩行距離40m以下で避難口に達するように保有すること。</p>	
<p>ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50cm以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。</p>	
<p>エ ます席を設ける客席の部分には、幅1m以上の通路を、各ますから歩行距離10m以内でその一に達するように保有すること。</p>	
<p>(基準の特例) 第36条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。</p>	<p>特例を認める場合の基準の例は、次によること。 なお、次の基準以外のものについては、安全性を確保するため講じる措置に係る資料の提出により、避難上の支障の有無を確認し、特例の適用を判定すること。</p> <p>(1) 避難口の設けられる場所等により、立見席の位置は必ずしも客席の後方であることを要しないこと。(第35条第3号及び第36条第3号関係)</p> <p>(2) 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間に安全かつ確実に避難が行える措置等を講じた場合は、必ずしも高さ75cm以上の手すりを設けることを要しないこと。(第35条第4号関係)</p>
<p>(キャバレー等の避難通路) 第37条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの(以下「キャバレー等」という。)及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150m²以上の階の客席には、有効幅員1.6m(飲食店にあっては、1.2m)以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。</p>	<p>(1) 条例の基準の適用を受ける客席は、洋風、和風、を問わず飲食の用に供する客席の部分で、いす席、テーブル席またはボックス席を使用しているものであること。</p> <p>(2) 条例の適用を受ける床面積については、建築物の階及び延べ面積ではなく、店舗ごとの客席の床面積とすること。</p> <p>(3) 避難通路の末端部の状態については、出入口、非常口、廊下、階段等に避難上有効に通じていること。</p> <p>(4) 前(3)までのほか、次によること。</p> <p>ア 廊下の幅は、指定された数値以上を保有し、指定された数値以内の廊下が屋内消火栓のボックス、家具類等の物品で狭められないようにすること。</p> <p>イ 廊下、通路には有効に避難できるよう、段を設けないようにすること。</p>

	<p>ウ 廊下の幅は、次の表に掲げる数値以上とすること。(第38条 その他収容人員が多数となる防火対象物についても適用すること。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廊下の用途</th><th>廊下の配置</th><th>両側に居室がある廊下</th><th>その他の廊下(片側)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待合、料理店等 3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m²(地階にあっては100m²)をこえる階におけるもの</td><td></td><td>1.6m</td><td>1.2m</td></tr> <tr> <td>百貨店、マーケット、展示場等 3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m²(地階にあっては、100m²)をこえる階におけるもの</td><td></td><td>1.6m</td><td>1.2m</td></tr> <tr> <td>学校 小学校、中学校、高等学校または中等教育学校における児童用又は生徒用のもの</td><td></td><td>2.3m</td><td>1.8m</td></tr> <tr> <td>各種学校、図書館、美術館 3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m²(地階にあっては、100m²)を超える階におけるもの</td><td></td><td>1.6m</td><td>1.2m</td></tr> <tr> <td>病院、診療所 病院の患者用のもの(床面積に関係なく)</td><td></td><td>1.6m</td><td>1.2m</td></tr> <tr> <td>共同住宅 共同住宅の住戸、住室の床面積が100m²を超える階の共用のもの</td><td></td><td>1.6m</td><td>1.2m</td></tr> </tbody> </table>	廊下の用途	廊下の配置	両側に居室がある廊下	その他の廊下(片側)	待合、料理店等 3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m ² (地階にあっては100m ²)をこえる階におけるもの		1.6m	1.2m	百貨店、マーケット、展示場等 3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m ² (地階にあっては、100m ²)をこえる階におけるもの		1.6m	1.2m	学校 小学校、中学校、高等学校または中等教育学校における児童用又は生徒用のもの		2.3m	1.8m	各種学校、図書館、美術館 3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m ² (地階にあっては、100m ²)を超える階におけるもの		1.6m	1.2m	病院、診療所 病院の患者用のもの(床面積に関係なく)		1.6m	1.2m	共同住宅 共同住宅の住戸、住室の床面積が100m ² を超える階の共用のもの		1.6m	1.2m
廊下の用途	廊下の配置	両側に居室がある廊下	その他の廊下(片側)																										
待合、料理店等 3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m ² (地階にあっては100m ²)をこえる階におけるもの		1.6m	1.2m																										
百貨店、マーケット、展示場等 3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m ² (地階にあっては、100m ²)をこえる階におけるもの		1.6m	1.2m																										
学校 小学校、中学校、高等学校または中等教育学校における児童用又は生徒用のもの		2.3m	1.8m																										
各種学校、図書館、美術館 3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m ² (地階にあっては、100m ²)を超える階におけるもの		1.6m	1.2m																										
病院、診療所 病院の患者用のもの(床面積に関係なく)		1.6m	1.2m																										
共同住宅 共同住宅の住戸、住室の床面積が100m ² を超える階の共用のもの		1.6m	1.2m																										
(ディスコ等の避難管理) 第37条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの(以下「ディスコ等」という。)の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。	(1) 「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」には、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められる施設で、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上の安全性が確保できなくなるおそれがあると認められる施設が該当するものであること。 (2) 第42条によって、他の防火対象物を一時的にディスコ等の用途に供する場合についても準用すること。 (3) 本条と前条は選択的適用関係となるものではなく、「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」に該当し本条の規定の適用を受けるものが、前条の「キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用されるものであること。 (4) 「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれがあることから、これらの施設の関係者に対し、避難口、避難通路等の避難施設を、常に容易に識別できるように保持すること。																												
(個室型店舗の避難管理) 第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの(以下「個室型店舗」という。)の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあっては、開	(1) その他これらに類するもの政令別表第1(2)項ニに掲げる用途に類似する個室型店舗を想定しており、省令第5条第2項第2号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び施行令に該当しない個室型店舗を含むものであること。 なお、「その他これらに類するもの」には、政令別表第1(2)項ニ掲えていない貸しスペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まないもの																												

<p>放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。</p>	<p>であること。 (2) 機能従属により他の用途に該当するものについても適用すること。 (3) 「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。 また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室についても、遊興の用に供する個室には含まれないものであること。 (4) 「(これに類する施設を含む。)」とは、政令別表第1(2)項ニ中の「(これに類する施設を含む。)」と同意であり、目隠し程度のパーテーションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。 (5) ただし書きについては、避難上の観点から判断することとなるものであることから、次のものが考えられること。 ア 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されているものであること。 イ 個室型店舗であって、個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること。この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開きとの有効幅は、それぞれおおむね60cm以上確保できること。 ※ おおむね60cmとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたものである。 </p>
<p>(百貨店等の避難通路等)</p> <p>第38条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150m²以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2m(売場又は展示場の床面積が300m²以上のものにあっては、1.6m)以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。</p>	
<p>2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600m²以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2m以上の補助避難通路を保有しなければならない。</p>	<p>「補助避難通路」は、主要避難通路のみでは容易に避難できない部分、又は一の避難口において複数の出入口がある部分に保有すること。</p>
<p>3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。</p>	
<p>(劇場等の定員)</p> <p>第39条 劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。</p>	
<p>(1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数(以下「定員」という。)を超えて客を入場させないこと。</p> <p>ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合にお</p>	

<p>いて、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を40cmで除して得た数(1未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。)とする。</p>																
<p>イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2m²で除して得た数</p>																
<p>ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5m²で除して得た数</p>																
<p>(2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。</p>																
<p>(3) 一のます席には、屋内の客席にあっては7人以上、屋外の客席にあっては10人以上の客を収容しないこと。</p>																
<p>(4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。</p>	<p>1 定員表示板は、規則別表第2に定めるものとすること。</p>  <p>(単位:mm)</p>															
	<p>2 定員表示板は、入場券発売窓口、ロビー中央壁部分等に掲示すること。 また、規模の大きい競技場、野球場は出入口も多く、客席別入場券発売窓口も多い場合があるので、その形態規模に応じ公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>3 満員札は、規則別表第2に定めるものとすること。</p>  <p>(単位:mm)</p> <p>4 満員札は入場した客の数が定員に達したときに直ちに掲示しなければならないため、常時、事務所、入場券発売所等に用意しておくこと。</p>															
<p>(避難施設の管理)</p> <p>第40条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。</p>	<p>階段の幅等は、次表によること。</p> <p style="text-align: center;">一般階段の構造基準 (単位cm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">階段の種別</th> <th style="text-align: center;">階段及びその踊場の幅</th> <th style="text-align: center;">けあげの寸法</th> <th style="text-align: center;">踏面の寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア)</td> <td style="text-align: center;">小学校における児童用のもの</td> <td style="text-align: center;">140以上</td> <td style="text-align: center;">16以下</td> <td style="text-align: center;">26以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ)</td> <td style="text-align: center;">①中学校若しくは高等学校における生徒用のもの ②物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)</td> <td style="text-align: center;">140以上</td> <td style="text-align: center;">18以下</td> <td style="text-align: center;">26以上</td> </tr> </tbody> </table>	階段の種別		階段及びその踊場の幅	けあげの寸法	踏面の寸法	(ア)	小学校における児童用のもの	140以上	16以下	26以上	(イ)	①中学校若しくは高等学校における生徒用のもの ②物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)	140以上	18以下	26以上
階段の種別		階段及びその踊場の幅	けあげの寸法	踏面の寸法												
(ア)	小学校における児童用のもの	140以上	16以下	26以上												
(イ)	①中学校若しくは高等学校における生徒用のもの ②物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)	140以上	18以下	26以上												

		を営む店舗で床面積の合計が1,500m ² を超えるもの ③劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの			
	(ウ)	①直上階の居室の床面積の合計が200m ² を超える地上階 ②居室の床面積の合計が100m ² を超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	120以上	20以下	24以上
	(エ)	(ア)から(ウ)までに掲げる階段以外のもの	75以上	22以下	21以上
	(オ)	回り階段の部分における断面の寸法は、狭い方の端から30cmの位置において測るものとする。			
(1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう常に維持すること。					
(2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができます。					
<p>次に掲げる出口に設ける戸の施錠装置は、当該建築物が法令の規定により人を拘禁する目的に供せられるものである場合を除き、屋内からかぎを用いることなく開錠できるものとし、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその開錠方法を表示すること。</p> <p>(1) 屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口 (2) 避難階段から屋外に通ずる出口 (3) 前(1)(2)に掲げる出口以外の出口のうち、維持管理上常時施錠状態にある出口で火災その他の非常の場合に避難の用に供するもの。</p> <p>1 「非常に自動的に解錠できる機能を有するもの」は、自動火災報知設備等と連動して、避難時には自動的に解錠される構造のものをいうものであること。 2 「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」は、避難しようとする際に、かぎ、IDカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいうものであること。</p>					
(3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあっては、この限りでない。					
(防火設備の管理) 第41条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。					
(準用) 第42条 第35条から第36条の2まで及び第37条の2から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。					